

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 照会回答集

分類	質問内容	回答
事業対象	1 従来通りのサービスを実施している事業所で、感染拡大防止のためにマスクや衛生用品等を購入した場合は、対象外であるという認識で良いか。	事業内容(1)①～⑤に該当しない場合、(2)の連携事業を行わない場合は、対象外です。
事業対象	2 継続支援については、福祉用具貸与事業所は対象外となっているが、なぜか。居宅を訪問した場合に、濃厚接触者に対応するという事も考えられるが、どうか。	福祉用具は人が集まって提供される形態ではなく、また、通所等の代替サービスとして提供されることも想定されていないため、対象外という整理となりました。 ただし、他サービスとの連携支援への補助に関しては、福祉用具貸与事業所も関係者の一員として対象となっています。 また、福祉用具貸与事業所はモニタリングを居宅訪問で行わなくてよいことになっております。
事業対象	3 A 通所介護事業所の利用者及び職員に感染者が発生したが、当該事業所は特別養護老人ホームに併設されている事業所である。今回の感染者発生を受けて、特別養護老人ホーム利用者及び職員との接触を回避するため、施設・事業所の共有部分にパーテーションを設置するが当該費用は事業内容(1)サービス継続に必要な費用として、補助金対象となるということでしょうか。 B また、1つの建物に複数の事業所がある場合は、2事業所にまたがる経費が想定されるが、専有面積による按分を行う（もしくは、事業者が提示する按分方法で、市が妥当と認める方法）等して、各々の事業所に要した経費として、申請を出す必要があると考えて良いか。	A 感染症対策としてかかり増した経費と考えられます。 B 複数の事業所にまたがる費用については、按分により申請を行うことが適当と考えます。 事業所のかかり増し経費の内容を踏まえて適宜合理的な方法で差し支えありません。例えば、パーテーションであれば専有面積の割合等での按分が考えられます。
事業対象	4 訪問介護事業所：利用者に新型コロナウイルス感染者が発生したため、サービスに入っていた訪問介護員を2週間自宅待機とし、その間の給与を保証した。 また、5月4日から10日まで自主的に休業し、その間の従業員の給与を6割保障した。 上記賃金について補助金の対象となるか否か。	自宅待機となった者が濃厚接触者となれば補助金の対象となります。
事業対象	5 連携先事業所が応援職員を派遣し、感染症発生事業所が最終的に当該人件費を負担する場合、基本的には事業内容(1)の②が対象事業所になるが、申請に重複がなければ、事業内容(2)も対象事業所になると考えて良いか。	感染症発生事業所が応援職員の人件費等を負担した場合は、事業内容(1)②で申請することとなります。
事業対象	6 事業内容(1)②で、介護サービス事業所において利用者又は職員に感染者が発生し、消毒・清掃等を行った。利用者は自宅待機となり、事業所は自主休業を行うことになった場合は、「消毒・清掃等」の経費については事業を継続していないため、今回の「補助対象とはならない」と考えていいか。 また、(1)③についても、同様と考えていいか。	事業内容(1)②③に該当した時点で、その後の休業の有無にかかわらず、かかり増し経費が発生すれば補助対象となります。
事業対象	7 事業内容(1)②を申請する場合、例えば、利用者1名の陽性者に対し、3事業所がサービスを提供していた場合は、同一法人であっても他法人であっても3事業所それぞれから申請をして良いか。	同一法人如何にかかわらず、かかり増した経費があればそれぞれ申請が可能です。
事業対象	8 濃厚接触者となった利用者に対してサービスを実施した職員に対し、介護サービス事業所が独自に手当を支給する場合、今回の事業の対象となるのか。 ※施設：濃厚接触者への介護従事1日につき、5,000円 訪問：濃厚接触者への訪問1回につき、2,000円 等	事業内容(1)の事業として対象となります。
事業対象	9 事業内容(1)②③の「濃厚接触者」の定義は。	濃厚接触者は保健センターの判断となります。（本市では、基本的に濃厚接触者にはPCR検査を実施しています。）
事業対象	10 濃厚接触者ではなく、感染が疑われる者（例えば、発熱が続き、PCR検査の結果、陰性であった者）に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等は対象外となるのか。	発熱のみでは対象となりません。「発熱が一定期間続いている利用者へのサービス提供」については、平時でも想定されるものであること及び客観的に確認することが難しいことから「発熱」のみをもって本事業の対象とはなりません。
事業対象	11 陽性者の濃厚接触者ではないが、症状から医師が感染の確率が高いと判断し、PCR検査の対象者となった利用者に対して、結果が出るまでサービスを提供する場合のかかり増し経費については、対象外という考えで良いか。	対象外です。
事業対象	12 感染有無は不明だが高温が続いている利用者や、県外を行き来した家族がおり感染を否定できない利用者などにサービスを提供する場合の、かかり増し経費については、対象外という考えで良いか。	対象外です。
事業対象	13 陽性者の濃厚接触者だったためPCR検査を実施し、陰性と判断された利用者は、保健センターから自宅待機の指示がある期間は濃厚接触者であり、その期間中に事業所が対応した場合は助成対象との考えで良いか。	お見込みのとおりです。
事業対象	14 事業内容(1)④に「通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所～」とあるが、休業要請を受けていない通所系サービス事業所が（居宅訪問のサービスは未実施）事業所でのサービス提供を継続し、車両を増やし送迎を少人数で実施する等を実施した場合は本補助金の【対象外】か。	お見込みのとおり、居宅訪問サービスを実施していない場合は【対象外】となります。
事業対象	15 休業した短期入所サービス事業所が、代替サービスとして訪問サービスを実施した場合のかかり増し経費は、助成対象外と考えて良いか。	対象外です。事業内容(1)④のとおり、通所系サービスに限られます。
事業対象	16 事業内容(1)④中、「①～③以外の通所系サービス事業所」とあるが、「陽性の疑いがあったが最終的に陰性であった利用者又は職員」が存在する事業所を含むことができるか。	含みます。自主的な縮小であっても対象となります。

分類	質問内容	回答
事業対象	17 事業内容(1)④「利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で」とあるが、この場合の体制とは、利用者から事業所に電話があった場合にに対応できるように、事業所に職員を配置させるだけでもいいか。 また、個別サービス計画の内容を変更しないと対象にはならないのか。	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡)別紙1に依るものです。同事務連絡の趣旨は自宅で生活している利用者に対し、できる限りのサービスを提供することにあり、これをふまれば、各事業所の状況に応じて ・利用者のニーズを把握し、それに応じた対応ができるような体制を整備しておくこと ・個別サービス計画の内容をふまえた対応を行うことが必要になるものと考えます。
事業対象	18 休業事業所と連携した事業所について、休業事業所と同一法人の事業所が連携した場合は対象外となるのか。	同一法人如何にかかわらず対象となります。
事業対象	19 通所系サービスで自主的に訪問サービスを実施した事業所について、通所を休業又は縮小して、電話安否確認をした場合の、かかり増し経費についてはどうか。	電話の安否確認については介護報酬の対象となりますので、居宅を訪問しない場合はかかり増し経費の対象とはなりません。
事業対象	20 補助対象事業所には、保険医療機関のいわゆる「みなし指定」を受けている介護保険適用事業所も含まれるのか。	介護保険の利用者に対してサービスを提供しているのであれば対象となります。
事業対象	21 対象事業所に「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅」があるが、これらは「特定施設入居者生活介護」に該当しない場合も補助対象なのか。	特定施設でなくても対象となります。
事業対象	22 サ高住にて訪問介護、通所介護サービスを利用している利用者が感染者だった場合、割増賃金と手当の支給及び消毒費用、衛生用品の購入の補助対象は、訪問介護事業所、通所介護事業所のみならず、サ高住そのものも対象となると理解していいか。	対象となります。
対象期間	23 本事業の対象経費は、年度をまたぐことになるが、令和2年1月15日以降に事業所等において支出した経費と解してよいか。その場合、従前からの備蓄していた衛生用品等を使用して対応した場合の取り扱いはどうなるのか。	本事業においては、1月15日より前に購入した場合は平常時の経費と整理し、対象とはなりません。
対象期間	24 1月15日以降に休業要請を受けた事業所や感染症患者が発生した事業所等が既に支出した経費(衛生用品購入費、割増賃金・手当等)についても、本補助金の対象となるか?	1月15日以降から本事業は対象となりますが、事業所の個別の対象経費の起算日は休業要請を受けた日や感染が発生した日以降となります。
対象期間	25 感染者及び濃厚接触者の定義については、保健センター等の定義と同じと考えるが、期間はどうか。一般的には陰性になって2週間と言われているが、今回の補助金の対応期間についても、その期間内のものが対象になるのか。もしくは、期間関係なく、事業所等の判断で要した経費すべてが対象になるのか。	濃厚接触者に対応した日以降に発生したかかり増し経費となり、2週間に限定されるわけではありません。
対象期間	26 感染防止のためにあらかじめ購入したものは、対象外であり、濃厚接触者が発生した時点から対象であるが、以下のような場合は、対象となるか。 A 感染の疑いのあるものが発生して、PCR検査まで時間がかかり、感染者と断定されるまで一定の期間があった。疑いがある時点で、消毒の実施や割増賃金などを行った場合は、対象となるのか。あくまで、感染者と断定されて以降の経費が対象となるのか。 B 事業内容(1)④で、通所サービス事業所が自主的に休業を行い、訪問サービスを実施した経費が対象となるが、1月15日以降の経費であれば、自主休業を行う前に、訪問サービスを行うため(今後行うための備え)に要した経費(車の購入、訪問サービスのための人員確保経費等)は、対象となるのか。	A ご照会の状況であれば、感染の疑いがあると認識しそれを踏まえた対応を行っている時点から、一連のかかり増し経費として差し支えありません。 B (1)④は自主休業(完全休業・一部休業・縮小)のみならず、利用者がサービス利用控えをしている場合も含まれます。これらの場合に通所介護事業所が、訪問サービスの実施に要した費用は対象となります。
対象期間	27 令和2年1月15日以降に感染疑い者等の対応を行った事業所が、遡って手当等を支給した場合にも補助対象となるのか。	事業内容(1)①④の要件に該当する場合は対象となります。
対象経費	28 派遣元の事業所では、感染症が確認された施設に派遣された職員に対して、直ちに勤務させるのではなく、2週間程度休業させることも考えられる。その場合の人員費は、対象経費となるのか。	その方が従来からの職員であれば、基本は介護報酬で人員費を見て、その方が休む間に勤務する者の超過勤務手当や非常勤職員の新規雇用などが、本事業のかかり増し経費となります。
対象経費	29 同事業における補助対象経費のうち、「(割増)賃金・手当」とは、割増分のみが補助対象ということか。それとも、従前から勤務するスタッフの人員費についても、補助対象となるのか。	割増分以外にも新たに雇用する場合の人員費も対象となります。従前から勤務する職員の人員費は介護報酬での対応が基本となるが、本事業で特別手当などを補助対象とすることができます。
対象経費	30 応援派遣した職員の穴を埋めるため、新しく雇った職員の「賃金」については対象となるかあるが、新しく雇った職員の「賃金」には、基本給及びその他手当の両方が含まれる(補助対象となる)のか。	含めても差し支えありません。
対象経費	31 先に通知のあった新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日)地域医療介護総合確保基金「介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援1」の介護施設等の消毒・洗浄経費と今回の支援事業の消毒・洗浄経費は重複すると考えられるが、事業者はどちらか一方を申請することになるのか。	基金や他の補助金と二重に交付することはできないため、基金で補助を受けた物品については、事業所が実際に支出していないため、かかり増し経費に計上はできませんので本事業の対象とはなりません。
対象経費	32 対象経費は「当該感染者・濃厚接触者」に対応した分のみであり、その他の利用者に使用する者は対象外でいいか。 若しくは事業所全体で、例示されたすべての経費が対象となるのか。	事業所が本事業の要件に当てはまる場合は、当該施設の職員全体が事業の対象となります。

分類	質問内容	回答
対象経費	33 別表2「イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用」が例示されているが、 接触感染防止のために血圧計を増やす経費や、症状として現れる肺炎の悪化に対応するパルスオキシメーターなどの医療機器購入経費も対象として差し支えないか。	差し支えありません。
対象経費	34 感染症が発生した施設の介護職員が、感染のおそれがあるため帰宅せず、施設の近辺で宿泊を続ける場合の宿泊経費も補助の対象となるのか。	その場合の宿泊経費も補助の対象となります。
対象経費	35 別表2「ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・等」とあるが、ここには、感染者支援や感染した職員の代わりとして、「新たに職員を雇用する」場合の人件費も含まれると考えてよいか。	含まれます。
対象経費	36 別表2「ウ 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・等)」とあるが、ここには、職員を派遣することにより、派遣元施設等での利用者支援を継続するため、「新たに職員を雇用する」場合の人件費も含まれると考えてよいか。	含まれます。
対象経費	37 別表2にある損害賠償保険について、派遣職員の怪我や感染した場合の補償を対象とした保険も対象となるのか。	事業の実施に必要な保険であれば対象として差し支えありません。
対象経費	38 別表2「エ 介護報酬上では評価されない費用」とは具体的に何を指すのか。	例えば、連携事業所で引継ぎを行う際の移動に係る交通費や引継書類作成に係る印刷費などが想定されます。
対象経費	39 別表2の力、キの費用の対象になるのは、事業内容(1)の①又は②の対象事業所のみか。	④も対象となります。
対象経費	40 別表2の力、キで通所しない利用者宅への訪問や安否確認を行うために、ICT機器、自転車等の備品購入費を対象としているが、新型コロナウイルスの影響に伴い短期間のみ行った場合においても、備品購入費の全額を補助対象とみなすのか。	基準単価の範囲内で対象として差し支えありません。
対象経費	41 別表2「キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等」と記載があるが、当該タブレットを使用してどのようなサービスを行うことを想定しているのか。	利用者が自宅でタブレットを使用して、職員とビデオ通話により安否確認する場合等を想定しています。
対象経費	42 事業内容(2)連携支援事業における職員応援派遣に係る費用について次のような場合も該当するのか。 A 連携により利用者を受け入れた場合の、既存の職員の割増賃金について。 B 応援派遣した職員の穴を埋めるため、新しく職員雇った場合の、派遣した職員の割増賃金及び、新しく雇った職員に係る職業紹介料や賃金について。	A、Bのいずれについても対象となります。
対象経費	43 事業内容(2)の連携支援事業について県境を越える職員の応援派遣については、受入施設が所在する都道府県等に申請しても良いか。 また、対象経費については、「職員派遣の旅費」と書かれているが、その他の(割増)賃金等も含めているという趣旨でいいか。	本事業の補助金申請先については、当該事業所等の所在地の都道府県等となっているが、「連携支援事業」については県境を超えた職員の応援派遣を行う場合が想定されます。 この場合については、支援を受け入れた施設の所在する都道府県等に補助金の申請をすることが、自治体の事務負担や財政的な観点から合理的と考えられることから ・県境を越えた応援派遣を行う連携支援事業については、 ・受け入れ施設が所在する都道府県等との協議の上、当該受入施設が所在する都道府県等に補助金の申請をすることを可能とします。 なお、お見込みの通り旅費以外も対象となります。
最大補助単価	44 事業内容(1)①から③に該当する通所サービス事業所が⑤を行った場合は、基準額は倍額となると考えて良いか。 ※例えば、通所介護事業所(通常規模型)であれば、1事業所あたり537千円+537千円=1074千円と考えると良いか。	倍額となります。
最大補助単価	45 別表1の事業内容1(2)に、入所施設・居住系は定員単位で最大補助単価が示されているが、この定員は受入施設の定員でよいか。	施設の定員は、(2)の事業は派遣元施設のかかり増し経費となるため、派遣元施設の基準単価や定員を使います。
申請	46 1事業所当たり1回までの助成となっているが、仮に同一施設で集団発生が複数回起きた場合、1回目の助成が上限額内であった場合、上限額まで複数回の申請が可能となるのか。	原則1回ですが、事業所の資金繰り等やむを得ない場合については、各事業所の基準額までは追加で申請が可能です。(2回とはカウントしない) なお、1回補助を受けた事業所において更に集団感染等が発生した場合については個別協議での対応を予定しています。
申請	47 別表1には共生型訪問介護や共生型通所介護の記述がないが、障がい福祉サービス事業所との重複申請は認められるか。	介護保険の利用者に対してサービスを提供しているのであれば対象となるが、同一のかかり増し経費について、他の補助金との併給はできないので、費用の按分により申請することが適当ですが、介護サービス特有のもの(デイの生活相談員関係経費など)は按分は不要と考えます。
他	48 障害・児童等の福祉サービスについても同様の事業があるか。	障害福祉事業については、同様の事業があると承知しています。